

中央林間小学校PTA

安全ガイドブック

P. 2 ...緊急時の登下校について

P. 3 ...PSメールについて

電話による地区緊急連絡網について

P. 4 ...PSメール配信ステップ例

P. 5 ...登校班について

P. 6 ...交通事故について

P. 7 ...犯罪について

P. 8 ...痴漢や誘拐に遭わないために [イカ・の・お・す・し]




P. 9 ...不審な電話について




P.10 ...こどもの安全のために

P.11...PTA保険について

初版 平成16年3月
第17版 令和6年1月
編集・発行 平成15年度運営委員会
改訂版編集・発行 令和5年度運営委員会

緊急時の登下校について

 児童在宅時	午前 7:00 時点 	原則、自宅待機 学校から待機についての連絡は行いません
	気象庁から大和事に「 警報 」が出されている 暴風、大雨、洪水、大雪等 	その後の対応について学校から連絡 ・PSメールで連絡 ・学校ホームページの「重要なお知らせ」コーナーでも通知 連絡内容は、「 <u>〇時間遅れで登校</u> 」、「 <u>回復の見込みがないので臨時休校</u> 」など ・サーバー上の不具合等、PSメールが発信できない場合は、各地区の「登校班名簿及び緊急連絡網」で連絡

 児童が登校した後	「警報」が出された場合や重大事件が発生した時 暴風、大雨、洪水、大雪等 	集団下校もしくは一斉下校を行う ・PSメールで連絡 ・学校ホームページの「重要なお知らせ」コーナーでも通知 ・地区担当職員が、集合場所まで付き添いながら、登校班による集団下校を行う ・状況がそれほど危険でない場合は、登校班を使わずに一斉下校を行い、その場合は職員が通学路の要所に立ち、見守りを実施する
		状況によっては引き渡しとする ・暴風雨や集中豪雨、また凶悪事件発生など児童の安全をより考慮しなければならない場合
	震度5弱以上の地震が大和市で確認された時 	学校で児童を安全に保護しその後保護者に引き渡しとする ・「大和市で震度5弱」以上の地震が発生したら児童を学校に留め置き、あずかり保護する ・ご自宅、通学路の安全が確認できた保護者は安全に留意し、学校に引き取りに向かう(学校からの連絡は原則行わない) ・学校に着いたら引き渡し場所(校庭または各教室)に行き、児童を引き取る。保護者(または事前に登録されている代理人)の方以外には引き渡しを行いません ・保護者が諸事情により引き渡しが困難な場合は、学校に備蓄している飲料水・簡易食料や毛布を使用し児童を安全に保護しますのでご安心ください

※降雨が激しかったり、雷注意報が出ていたりする場合は、児童の安全を第一に考え、一時的に留め置くこともあります。

PSメールについて



すべてのご家庭に登録をお願いしています

保護者のみなさまに
緊急を要する重要な情報を
すばやく確実に伝えるため
「中央林間小学校PSメール」
を配信



登録後にメールアドレスを変更した場合は登録情報の変更手続きが必要です。必ず、担任の先生に申し出てください。

勤務中や外出中でも、携帯電話やスマホなどにメールで連絡が入り、協力体制が取れることをねらいとしています。(99%の保護者が登録)

配信される内容

登下校や学校行事の情報

警報発令による登下校時間の繰り下げ、または休校のお知らせや、運動会等、学校行事やPTA行事の開催有無

防犯・防災情報

大和市教育委員会からの情報で、学校が配信の必要があると判断したもの

不審者情報

児童・生徒、保護者、地域からの情報で、配信する必要があると学校が判断したもの

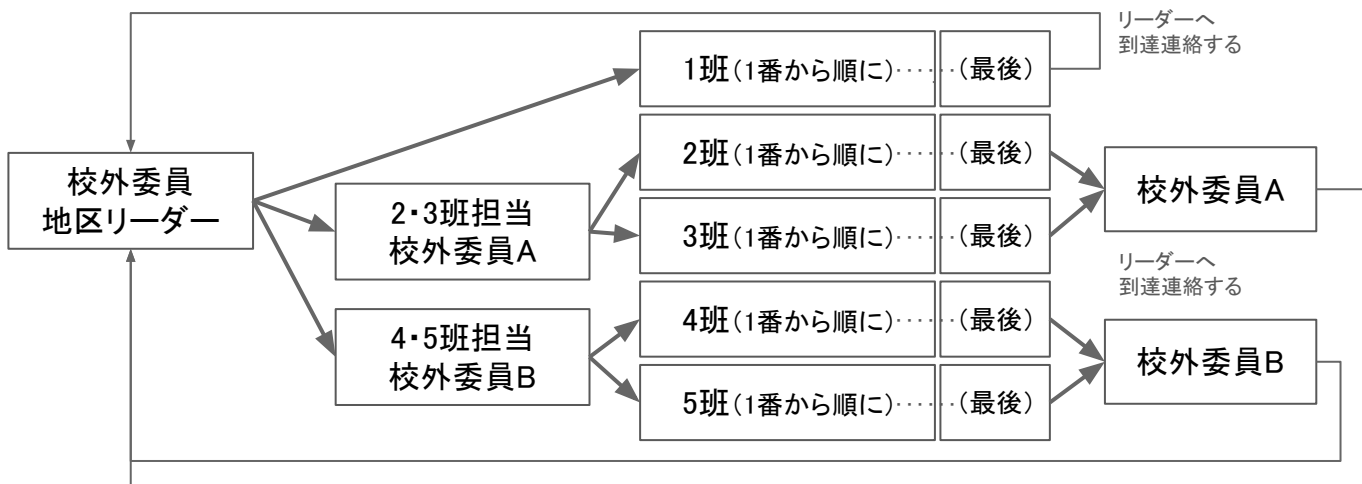
電話による地区緊急連絡網について

❗ 各地区の登校班名簿を確認



災害などによりPSメールを配信できない場合にのみ電話連絡網を使用

「中央林間小学校〇〇地区緊急連絡網です」と告げる内容を伝えたら、その内容を復唱してもらう



①校外委員地区リーダーから連絡が入ると、担当校外委員が登校班名簿の1番から電話します。このとき、登校班内の校外委員を抜かしてください。

②連絡が取れないご家庭はとばして次に電話します。登校班最後のご家庭は「連絡が回った」ことを担当校外委員に伝えてください。

連絡がとれずにとばされたご家庭には、そのひとつ前のご家庭が、できるだけ連絡を取り続けて内容を伝えてください。

PSメール配信ステップ例



登校時間が変更になるときは、「PSメール」で一斉配信されます。
悪天候が予想されるときは、PSメールの配信に注意してください。

サーバー上の不具合等、PSメールが発信できないこともあります。
災害時は各家庭で、命を守る行動を第一にご対応ください。

STEP.1



午前7時に(大雨・洪水・大雪・暴風)
気象警報がでていたら



まずは、自宅待機

STEP.2



件名「中央林間小学校PSメール」が配信されたら



「〇時間遅れ」
など登校時間の変更



「休校」
以降は連絡なし

STEP.3

登校時間になっても警報が解除されていない



引き続き
自宅待機を継続

STEP.4



もう一度、件名「中央林間小学校PSメール」が配信

- メールアドレスを変更したら、**必ず担任の先生に申し出てください。**
登録情報の変更手続きが必要です。
- 悪天候の警報は、地上デジタル放送、大和市や気象庁のHP、
災害用アプリなどで確認できます。ご活用ください。
- 登校時の雷・突風・ゲリラ豪雨等、突然のことでPSメールが間に合わない、または、
ごく限られた地区で起こり学校においては把握できないことがあります。
このような場合は、ご家庭の判断で登校を遅らせる等、**安全を第一に行動してください。**(その際、
登校班や学校に連絡をお願いします。)

登校時間の変更は、各家庭でしっかり確認しましょう。
校外委員は「PSメールを見ましたか？」などの確認や、登校班集合場所の見守りは行いません。
悪天候のときは、できる範囲でかまいませんので、各ご家庭で登校の見守りをお願いいたします。

登下校について

とうこう げこう 登校・下校のきほん

通学路をまもる。
よりみちしない。



歩道を歩く。
横断歩道をわたる。
道路の斜め横断をしない。



横に広がって歩かない。
他の歩行者/自転車の迷惑
にならないようにする。

歩きながら 石や
物をけらない。



車道にはみださない。
縁石に乗らない。ひと
の家庭や駐車場に入らない。



地域の方や旗振りの方
にしっかりと
あいさつする



登校途中で 動けなくなったら



体調不良や怪我、交通事故や
その他の緊急事態

- ①副班長と高学年児童が
つきそいとしてその場に残る
- ②班長は、低学年児童と一緒に
学校へ向かう
- ③班長は登校後すぐに職員室へ
行き先生に状況を報告する

班長や副班長が
動けなくなったら

- ①同じ班や他の班の高学年児童に
つきそいを願う
- ②近くの大人に助けを求める
・旗振りの方
・見守り保護者
・こども110番の家

登下校中に 大きな地震がおきたら



おちついて
ブロック塀や建物からはなれる
自動販売機、電柱、電線からはなれる

その場にすわり
「だんごむしの姿勢」
低い姿勢になり、頭を守り、動かない



揺れがおさまったら

- ①学校に近い場合は学校に行く
家が近い場合は帰宅する
- ②どちらか迷ったら、
登校中は学校へ
下校中は家へ向かう
- ③家に大人がいないと
わかっている場合は学校へ行く

交通事故について

どんな時に事故にあうの？



飛び出し
小学生以下の40%



**交通ルールを
知らない**



**何か他のこと
に夢中**



**坂を
走ってくだる**

自転車の事故をふせよう



交通ルールを守ることが基本

- 13歳未満歩道走行OK
- 歩道は歩行者優先
(車道寄りをゆっくり走る)
- 車道は左側通行
- ヘルメットをかぶる
- 3年生までは保護者がついていない
時に自転車で遠出しない



子どもが事故にあわない為に

日頃から大人が
交通ルールを守り
子どもに伝えよう



危険な場所を
子どもの目線になって
子どもと一緒に
確認しましょう



帰宅が遅くなる時は
暗くても目立つ服を
着ましょう
自転車には反射板を
貼りましょう



事故にあってしまったら



車と接触した時は
できるだけ車の特徴,
車種,ナンバーを
おぼえておく



周りの大人に声をかけ
警察、家または学校に
連絡してもらおう



外傷がなくても
必ず病院に行く



相手の連絡先
を聞く
名刺をもらう

**小さな事故でも
必ず警察に連絡
110番**

**必ず学校に連絡
046-276-2821**

**PTA本部に連絡
(LINE公式でもOK)
保険対象になる
場合があります**

犯罪について

「わいせつ行為」「恐喝」「暴行」「誘拐」など

子どもが被害に遭いやすいのは？

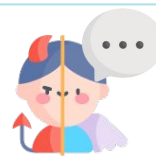
一人にいる



人が少ない所



言葉たくみに誘われる

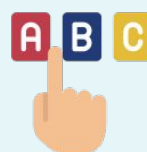


子どもが被害にあわない為に

日頃から子どもが話しやすいようにコミュニケーションをとろう



様々なシュミレーションの機会を親子でもち、とっさの判断力を養う



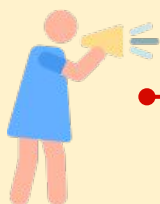
子ども目線になり、通学路や危険な場所を子どもと一緒に確認しておこう



自分の子どもでなくとも、危ないと感じた時は、必ず声をかけよう



もし被害にあってしまったら



事前に子どもに教えましょう



子ども
110番の家
に逃げる

大人に
助けを
求める

必ず
保護者に
伝える

1

最初に、警察へ連絡
110番

110番は、県の警察本部につながり、付近のパトカーは警察官がパトロールしてくれます。犯人検挙への第一歩。

2

次に、学校へ連絡
046-276-2821

学校からPSメールでお知らせして、注意喚起します。その後、先生方や相談員さんが子どもに対して聞き取りや心のケアをしてくれます。

夜間や
休日等

学校に連絡がつかない場合
大和市役所へ連絡
046-263-1111

守衛さんが中央林間小学校の職員に連絡してくれます。

痴漢や誘拐に遭わないために「イカ・の・お・す・し」

ついてイカない・車にのらない・おおごえをだす・すぐ逃げる・しらせる

A B C



どうしたらいい？シミュレーション例

「欲しいものを買ってあげる」と言われたら…？

Q

A

優しくみえても、怖い誘拐犯人かも。だから、行っちゃだめ！

知らない人に「おうちの人ケガをして病院にいる。車で連れて行ってあげる」と言われたら？

Q

A

ウソかもしれないから車に乗ってはだめ！！

車の中から「道を教えて」と言われたら？

Q

A

絶対に車に近づいちゃだめ！！車に乗らない！

「子犬を一緒に捜して」と言われたら？

Q

A

ウソかもしれないからついて行っちゃだめ！！

怖い声で「車に乗りなさい！」と言われて、腕をつかまれたら？

Q

A

『ウオ〜』と大きな声を出し助けを求めて逃げる！絶対に車に乗ってはだめ！！

知らない人が後をつけてきたら？

Q

A

周りの大人に助けを求める。誰もいない時は「こども110番」の看板のある家に逃げよう。

「危険なところ」を親子で確認しておきましょう

「入りやすいところ」+「見えにくい」=「危険なところ」

「入りにくい」+「見えやすい」=「安全なところ」

入りやすいところ

誰もが簡単にはいれるところは、犯罪者も狙った相手に近づける。そして逃げやすい。

- 1) 入るのに邪魔なものがない
- 2) 境がはっきりしていない
- 3) 出入り口が多い
- 4) 近隣住民が犯罪者に注意していない
- 5) 近所みんなが集まること少ない

見えにくいところ

犯罪者が隠れやすく、犯罪を実行しても発見しにくい場所。

- 1) 視界を遮るものがあり暗い
- 2) 人がいない
- 3) 人が多すぎる
- 4) 住民が地域に関心がない
- 5) 困っている人がいても見て見ぬふりをする人が多い

不審な電話について

同級生や知り合いの連絡先(電話番号など)を聞く電話

答える必要はありません



「家の人に聞かないとわかりません。後でかけてください。」
「わからないので後でかけ直します。」

同級生の住所・電話番号・家族構成などの情報は、決して他人に言ってはいけないということを子どもに教えましょう。

情報を聞く電話がかかってきたら

学校へ連絡 046-276-2821

脅迫めいた電話

勇気をもってすぐに電話を切る



怖いと思ったら、すぐにお家の人や知っている大人に知らせることを子どもに伝えておきましょう。

知らせを受けた大人は、子どもの身の安全を確保する。

子どもたちは、担任の先生から指導を受けています。
家庭でも、もう一度確認しましょう。

こわい電話がかかってきたら

まず 大和警察署へ連絡 046-261-0110

つぎ に学校へ連絡 046-276-2821

子どもの安心のために

子どもが安心して家庭生活・学校生活を送れるように保護者が気をつけたいこと

日頃から子どもと話をするよう
ところがけましょう。



できるだけ子どもが一人で
食事をするがないように
気を配りましょう。



子どもの睡眠時間を
確保するようにしましょう。



先生方と日頃から子どものこと
お互いに伝えあえる信頼関係
を持ちましょう。



子どものことで悩んだら

学校に行きたがらない...友だちとの関係で悩んでいる...など、些細なことでも



学校の相談室を活用してください

学校の相談室には、大和市青少年相談室から「相談員」が派遣されています。学校には教育相談コーディネーターの先生もいます。悩んだときは、学校に連絡しましょう。

事前に教育相談コーディネーターの先生に連絡をしておくともスムーズに相談ができます。

相談員のいる日などの詳細は、年度始めに学校からお知らせがあります。

その他、子育ての心配や不安などの相談先として
[大和市ホームページより https://www.city.yamato.lg.jp/](https://www.city.yamato.lg.jp/)

大和市青少年センター

Tel **046-260-5036** (代表)
Fax 046-263-6955
ky_souda@city.yamato.lg.jp

開室時間 月～金曜日
8:00～17:00

夜間と土曜・日曜・祝日は留守番電話で対応

神奈川県中央児童相談所

Tel **0466-84-1600**
藤沢市亀井野3119

電話相談 [専用ダイヤル]

◇ヤングテレホン

Tel **046-260-5040**

子どもが自分や友達のことでも相談できる

◇親と子の相談電話

Tel **046-261-7830**

親が子どものことで相談できる

◇いじめ110番フリーダイヤル

Tel **0120-874-255**

いじめを受けている自分のこと
いじめられている友達のことを
相談できる

PTA保険について



神奈川県PTA協議会安全互助会(通称 PTA保険)に加入

中央林間小学校PTAは、PTA会費の中から1世帯につき年間100円の保険料を支払い毎年加入しています。

対象活動

PTA主催・共催行、
大和市PTA連絡協議会等の主催
する行事等に参加活動中
(自宅と会場の往路帰路を含む)

対象者

PTA会員
児童
会員と同居の親族

対象事案

怪我をした(させた)
物を壊した(壊された)
事故

こんな時に…



行事で人にぶつかって骨折した。
突風で物が飛んできて、怪我をした。
突き指をした。
ころんで捻挫をした。
帰り道に自転車で転んで怪我をした。
など…

PTA行事に参加して地域の方に
怪我をさせてしまった。

イベント中に学校から借りたものを
壊してしまった。

行事中に児童がものを壊してしまった。
など…

見舞金

基本対象の他に、講師・指導者が事故を被った場合に見舞金が支払われます。

保険金

基本対象の他にPTA行事への参加が事前に認められている者(講師・指導者、中林フェスタ協力団体、PTA共催のおやじ達の会イベント、市P連バレーボール練習時保育中の未就学児など)が事故を被った場合に支払われます。

賠償保険金

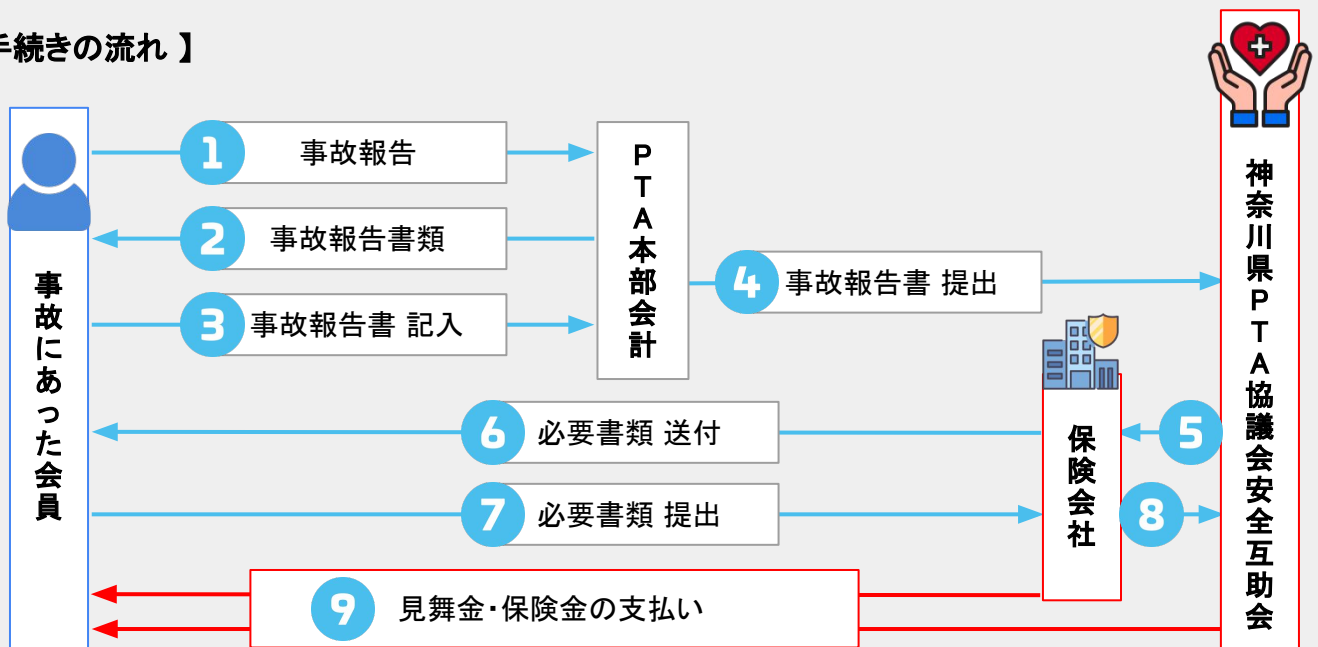
PTA活動において役員・責任者の不注意、管理・指導ミスによりPTA会員(互助会会員)または第三者の身体・財物に賠償を与えたことにより、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に給付されます。

※ PTA保険事務手続きの窓口はPTA本部会計

保険対象となられた方は、迅速にPTA本部に連絡を入れて下さい。
担任の先生や委員長、サークル長などからのご連絡でも可。



【手続きの流れ】



神奈川県PTA協議会安全互助会